

# 白河民商

発行所  
白河市天神町28  
白河民商工会  
TEL(27)3161

## 税務署の異動がありました

### 税務調査が 始まります

7月10日付で税務署の人事異動が発表されました。白河税務署は、署長・総務課長とも異動になり、署長は仙台局総務部主任相談官であったことが報道されています。

異動も終了し、本格的な税務調査が始まります。税務署からの連絡やお尋ね文書が着ましたら、すぐに近くの役員や事務局までご連絡をお願いします。確定申告書き上げ会でお配りしています「自主計算パンフレット」の『税務調査についての10の心得』を改めて確認をお願いします。また、23日には「経営・金融税対部会」も開かれ税務署交渉も予定していきます。担当になっている役員さんは是非ご出席ください。

税務調査についての  
みんなの知恵と経験を出し合って、  
不当な税務調査を許さない  
活動を強めましょう

# 10の心得

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1 自主申告は  
権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です。  
(国税通則法16条)

2 相手の  
身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)、異同検査票を出させて相手の身分を確認すること。(国税通則法74条12)

3 不都合なら  
断りを

事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは変更させることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること。(国税通則法74条9、第12条・21条、国税庁の税務調査方針)

4 信頼できる  
立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですめること。「立ち会い理由の青色取消しは不当」(参事院税・東京国税局判決1980年2月23日に確定)

5 調査理由を  
確かめよう

どんな理由で何の調査で来たのか理由を確かめること。「調査理由を明示すること」(第13条・31条、第72回国会で閣議決定、1974年4月2日)

6 調査は  
目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけるように注意する」(第13条・31条、国税庁の税務調査方針)

7 承諾なしの  
侵入は違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどをさせないこと。「市役所として侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(第13条・31条)

8 勝手な  
取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。(北村人権裁判・大高裁判例、1980年3月19日に確定)また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせない

9 承諾なしの  
反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」(国税庁の税務調査方針)

10 印鑑は命

印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合は、修正申告書に限らずどんな書類(異同検査記録簿など)でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること。(国税庁の税務調査方針・税法190条)

自主計算パンフ 26 ページ

## 第2回

# 白河夜のオリエンテーリング

## 概要 決まる!

とき 9月18日 (水)

開会式 6:00~6:30

オリエンテーリング 6:30~8:30

閉会式 8:30~9:00

参加費 ¥3,000



## 支部だより

矢吹東支部役員会が7月10日(水)大伸工業そば屋で開かれ、4人の役員が出席しました。7月28日の班長支部長学習会、8月25日のグランドゴルフ大会の参加について話し合いました。



## グランドゴルフ大会の日程が

## 決まりました

日時 8月25日(日)

場所 西郷村

多目的グラウンド

各支部で参加計画を!

昨年のプレーの様子



8月の無料法律相談  
8月 8日 (木) 午後4時から  
「ご相談のある方は事前にお申し込みください」

